

# 改元に伴う源泉所得税の納付書の記載のしかた

改元後においても、「平成」が印字された「源泉所得税の所得税徴収高計算書（納付書）」（以下「納付書」といいます。）を引き続き使用することができますが、記載にあたっては、次の点にご留意ください。

## 【「平成」が印字された納付書の記載にあたってのお願い】

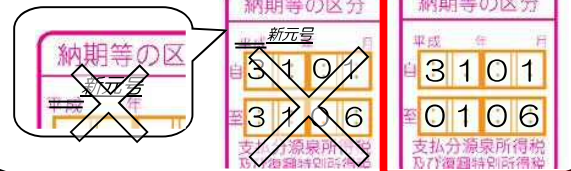
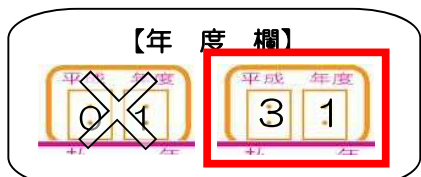
**重要**

- 現在お持ちの納付書に印字されている「平成」の二重線による抹消や「新元号」の追加記載などにより補正をしていただく必要はありません。
- 平成31年（2019年）4月1日から新元号2年（2020年）3月末日の間に納付する場合、納付書左上「年度欄」は「31」と記載してください。

【設例】納期の特例の承認を受けている源泉徴収義務者の方で平成31年（2019年）1月から新元号元年（2019年）6月までに支払った俸給・給与等について新元号元年（2019年）7月10日に納付する場合

### 【納期等の区分】

### 【年度欄】



【設例】新元号2年（2020年）2月20日に支払った俸給・給与等について新元号2年（2020年）3月10日に納付する場合



### 【年度欄】



### 【納期等の区分】



※ 給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（納付書）以外の納付書についても、上記設例を参考に記載してください。

なお、上記設例は、原則的な記載方法を示したものであり、「年度欄」、「支払年月日欄」及び「納期等の区分欄」に記載いただく「年」については、新元号表記「01」を平成表記「31」と記載してご提出いただいても、有効なものとして取り扱うこととしています。

また、新元号が印字された納付書は、税務署で10月以降に順次お配りできる予定です。

**重要**

